

報告(1) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の実質化の進捗について

1 人・農地プラン(岩手県では「地域農業マスタープラン」と言う)とは

人・農地プランとは、農業者の話し合いに基づき、地域において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や当該地域における農業の在り方などを明確化し、市町村により公表されたプランのことである。当該のプランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として位置づけられている。

大船渡市では、平成 25 年度に、大船渡町と盛町を除く 8 地区でプランを策定している。また、全国においては、1,587 市町村、15,023 区域で作成している。

2 人・農地プラン推進のメリット

【農業者】

プランの中心経営体に位置づけられた農業者等は、農業次世代人材投資事業(独立自営就農者に最長 5 年間、年間 150 万円を給付)、スーパー L 資金の実質無利子化、農業用機械等の導入、機構集積交付金の交付などの支援が受けられる。

【地域】

プランの推進に活発に取り組む地域への支援措置として、まとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた地域に対する協力金の交付、基盤整備事業の農業者負担の軽減するための対象となる。

3 プランの現状

昨年度、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、地域特性に応じた人・農地プランを核に、担い手の確保・育成や農地の利用集積・集約化を推進することとなった。

公表されているプランの多くは、補助金を獲得のために作成され、全く推進されていないもの、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものなどであった。そのため、それらのプランが、真に地域の状況に基づき、機能しているものであるかどうかを判断し、現状に則していない場合や、機能していない場合には、プランの見直しが必要となり、令和元年度から 2 年度にかけて、プランを実質化したうえ、令和 3 年度以降にプランを実践しなければならない。

当市の 8 プランは、見直しが必要と判断されたことから、令和 2 年末を目途に、プランの実質化を進めている。

4 プランの実質化の判断と推進

下記(1)から(3)までの工程を経て作成されたプランを、実質化されたプランと言う。大船渡市では、令和元年度に、(1)から(3)をいつ実施するかを明確にした工程表を作成(資料 1)しており、それに基づき実質化を進めており、進捗状況は下記のとおり。

(1) アンケートの実施 (済)

対象地区の農業者に対し、その年齢、後継者の有無などを把握するため、概ね5～10年後の農地利用に関するアンケート調査を実施した。

(2) 農地の現状把握・地図化 (済)

アンケート調査や聞き取り結果を受け、地域における農地の耕作者の年齢構成及び農業後継者の有無について等の情報を地図に落とし込み、地域の原状を把握した(資料2)。

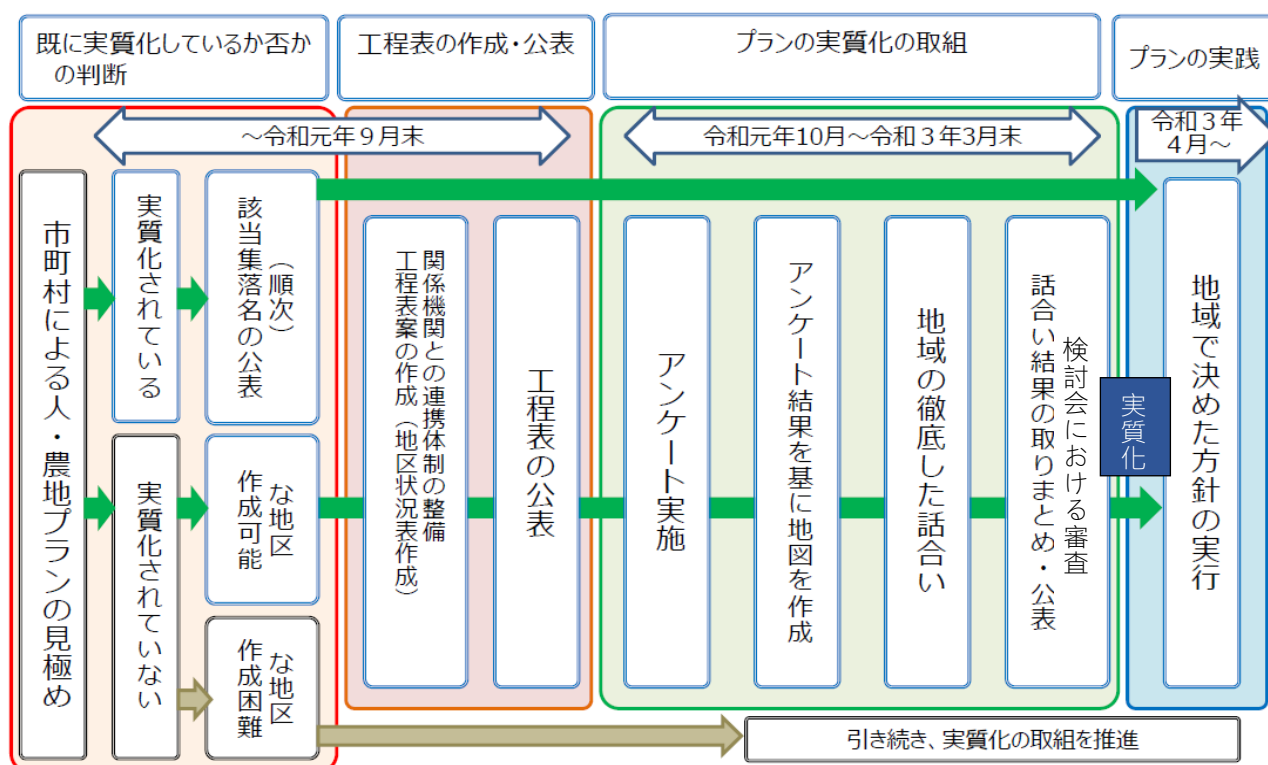
(3) 地域におけるプランの話し合い(令和2年8月4～7日)

地域座談会を開催し、プラン(資料3)に関しての話し合いを行う。(2)の地図を活用し、地域農業の課題を共有し、将来、地域の農業を誰が担っていくのか、新たな担い手の確保や育成、農地の集積・集約化などの方針等について話し合う。

【座談会開催予定】

会場	日時	会場
末崎会場	8月4日(火)14:00～	末崎地区公民館 和室
猪川会場	8月4日(火)18:30～	猪川地区公民館 研修室
日頃市会場	8月5日(水)14:00～	日頃市地区公民館 集会室
立根会場	8月5日(水)18:30～	立根地区公民館 大広間
赤崎会場	8月6日(木)14:00～	赤崎地区公民館 多目的ホール
越喜来会場	8月6日(木)18:30～	市役所三陸支所 研修室
綾里会場	8月7日(金)14:00～	綾姫ホール 多目的ホールA
吉浜会場	8月7日(金)18:30～	吉浜地区拠点センター 集会室

なお、上記を経て見直されたプランは、今年度中に、検討会に位置付けられている当協議会において、審査を行い、実質化されたプランとして公表される。



協議(1) 第6次大船渡市農業振興基本計画の取り組み状況について
別添資料4のとおり